調査表4－1

市区町村別集計項目（推進体制等）

茨城県	
市区町村数	44

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例 有 条例名称	公布日（西暦）	施行日（西暦）	現在の状況	男女共同参画に関する計画（2022年4月1日現在で有効なもの） 有 計画名称	計画期間			女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	無 現在の状況
						24	34	26				44						
8	201	水戸市	男女平等参画課	1	1	1	1	水戸市男女平等参画基本条例	2001年3月27日	2001年9月28日		水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）	2020年4月	～	2024年3月	1	1	
8	202	日立市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	日立市男女共同参画社会基本条例	2001年12月28日	2001年12月28日		第4次ひたち男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
8	203	土浦市	男女共同参画室	1	1	1	1	土浦市男女共同参画推進条例	2012年3月22日	2012年4月1日		第4次土浦市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
8	204	古河市	人権推進課	1	2	1	1	古河市男女共同参画推進条例	2008年12月19日	2009年4月1日		第2次古河市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
8	205	石岡市	政策企画課	1	2	1	1	石岡市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第2次石岡市男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
8	207	結城市	まちづくり協働課	1	2	1	1	結城市男女共同参画推進条例	2011年3月30日	2011年4月1日		第3次結城市男女協働参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
8	208	龍ケ崎市	こども家庭課	1	2	0	1	龍ケ崎市男女共同参画推進条例	2002年3月27日	2002年4月1日		第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
8	210	下妻市	市民協働課	1	2	1	1	下妻市男女共同参画推進条例	2012年4月1日	2012年4月1日		第4次下妻市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
8	211	常総市	人権推進課	1	2	1	1	常総市男女共同参画推進条例	2007年3月22日	2007年4月1日		第2次常総市男女共同参画計画	2014年4月	～	2024年3月	1	1	
8	212	常陸太田市	少子化・人口減少対策課	1	2	1	1	常陸太田市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		ひたちおおた絆プラン（第3次常陸太田市男女共同参画推進計画）	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
8	214	高萩市	環境市民協働課	1	2	0	0				0	第3次高萩市男女共同参画プラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
8	215	北茨城市	まちづくり協働課	1	2	0	0				0	第3次きたいばらき男女共同参画プラン	2018年4月	～	2023年3月	1	1	
8	216	笠間市	秘書課	1	2	0	1	笠間市男女共同参画推進条例	2006年3月19日	2006年3月19日		キラリかさまプラン～第3次笠間市男女共同参画計画～	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
8	217	取手市	市民協働課	1	2	1	1	取手市男女共同参画推進条例	2005年1月4日	2005年1月4日		第四次取手市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
8	219	牛久市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	牛久市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
8	220	つくば市	男女共同参画室	1	1	1	1	つくば市男女共同参画社会基本条例	2004年3月26日	2004年3月26日		つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
8	221	ひたちなか市	女性生活課	1	1	1	1	ひたちなか市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		ひたちなか市第４次男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	0	1	
8	222	鹿嶋市	女性支援室	1	2	0	1				0	第3次鹿嶋市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
8	223	潮来市	企画調整課	1	2	0	1	潮来市男女共同参画基本条例	2003年3月25日	2003年4月1日		潮来市第2期男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
8	224	守谷市	人権推進課	1	2	1	1	守谷市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第三次守谷市男女共同参画推進計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
8	225	常陸大宮市	市民課	1	2	1	1				0	第3次常陸大宮市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
8	226	那珂市	市民協働課	1	2	0	0				0	第2次那珂市男女共同参画プラン	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
8	227	筑西市	市民協働課	1	2	1	1	筑西市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年1月1日		第2次筑西市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
8	228	坂東市	市民協働課	1	2	1	1	坂東市男女共同参画推進条例	2008年12月17日	2008年12月17日		第3次ばんどう男女共同参画プラン	2018年4月	～	2023年3月	1	1	
8	229	稲敷市	秘書政策課	1	2	0	1	稲敷市男女共同参画推進条例	2007年3月29日	2007年4月1日		第4次稲敷市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
8	230	かすみがうら市	市民協働課	1	2	0	1				2	かすみがうら市第３次男女共同参画計画	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
8	231	桜川市	生活環境課	1	2	1	0				2	第2次桜川市男女共同参画推進プラン	2019年4月	～	2029年3月	1	1	
8	232	神栖市	市民協働課	1	2	0	1	神栖市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第2次神栖市男女共同参画計画「かみすハートフルプラン」	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
8	233	行方市	事業推進課	1	2	0	1				2	（第3次行方市男女共同参画基本計画）	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	0	
8	234	鉾田市	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	第3次鉾田市男女共同参画計画	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
8	235	つくばみらい市	地域推進課	1	2	1	1	つくばみらい市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年8月1日		第２次つくばみらい市男女共同参画計画	2018年4月	～	2029年3月	1	1	
8	236	小美玉市	市民協働課	1	2	1	1	小美玉市男女共同参画条例	2008年12月22日	2009年4月1日		（第２次小美玉市男女共同参画推進計画）	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	0	
8	302	茨城町	地域政策課	1	2	0	1				0	第２次茨城町男女共同参画推進計画	2016年4月	～	2026年3月	1	1	
8	309	大洗町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次大洗町男女共同参画計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
8	310	城里町	総務課	1	2	0	1				0	（第２次城里町総合計画）	2021年4月	～	2026年3月	1	0	
8	341	東海村	村民活動支援課	1	2	1	1	東海村男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		（第5次東海村男女共同参画行動計画）	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	0	
8	364	大子町	まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次大子町男女共同参画計画	2016年4月	～	2026年3月	0	1	
8	442	美浦村	企画財政課	1	2	1	1				2	第２次美浦村男女共同参画計画（後期推進計画）	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
8	443	阿見町	男女共同参画室	1	1	0	1	阿見町男女共同参画社会基本条例	2010年3月19日	2010年4月1日		阿見町第4次男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
8	447	河内町	秘書広聴課	1	2	0	0				0	河内町男女共同参画基本計画	2022年1月	～	2031年12月	0	1	
8	521	八千代町	まちづくり推進課	1	2	0	0				2	第2次八千代町男女共同参画プラン	2020年4月	～	2030年3月	1	1	
8	542	五霞町	人権推進室	1	2	0	0				0	第２次五霞町男女共同参画推進プラン（前期）	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
8	546	境町	人権・協働ハーモニー室	1	2	1	1				2	さかい男女共同参画プラン（第4次）	2021年4月	～	2026年3月	0	1	
8	564	利根町	政策企画課	1	2	1	1	利根町男女共同参画推進条例	2020年12月9日	2021年4月1日		第２次利根町男女共同参画推進プラン	2020年4月	～	2025年3月	0	1	

＜選択肢回答＞

所属
1　首長部局
2　教育委員会

事務所掌
1　男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2　1ではない

庁内連絡会議
1　有
0　無

諮問機関
1　有
0　無

男女共同参画に関する条例
現在の状況
1　2023年3月末までの制定を目途に検討中
2　2022年度以降の制定を目途に検討中
3　その他
0　検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1　一体
0　一体でない
計画の策定方法
1　単独計画として策定
0　総合計画の一部として策定

現在の状況
1　策定予定有
0　策定予定無

調査表４－２

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. １

茨城県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	所在地等					単独	複合	施設管理			事業運営		
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							1	3	3	1	0	3	1	0
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	びよんど	310-0063	茨城県水戸市五軒町１ー２ー１２	029-226-3161	029-226-3162	https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/05000/01006/index.html		○	○			○		
8	202	日立市	日立市女性センター	らぽーるひたち	316-0036	茨城県日立市鮎川町1-1-10	0294-36-0554	0294-38-2460	http://rapporthitachi.jp/		○		○			○	
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター		300-8686	茨城県土浦市大和町9-1　ウララビル2F	029-827-1107	029-827-1234	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html		○	○			○		
8	204	古河市															
8	205	石岡市															
8	207	結城市															
8	208	龍ケ崎市															
8	210	下妻市															
8	211	常総市															
8	212	常陸太田市															
8	214	高萩市															
8	215	北茨城市															
8	216	笠間市															
8	217	取手市															
8	219	牛久市															
8	220	つくば市															
8	221	ひたちなか市															
8	222	鹿嶋市															
8	223	潮来市															
8	224	守谷市															
8	225	常陸大宮市															
8	226	那珂市															
8	227	筑西市															
8	228	坂東市															
8	229	稲敷市															
8	230	かすみがうら市															
8	231	桜川市															
8	232	神栖市															
8	233	行方市															
8	234	鉾田市															
8	235	つくばみらい市															
8	236	小美玉市															
8	302	茨城町															
8	309	大洗町															
8	310	城里町															
8	341	東海村															
8	364	大子町															
8	442	美浦村															
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	AMIふらっとセンター	300-0333	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1886-1	029-896-3181	029-896-3181	https://www.town.ami.lg.jp/	○		○			○		
8	447	河内町															
8	521	八千代町															
8	542	五霞町															
8	546	境町															
8	564	利根町															

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 2

茨城県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名称	設立年月日	職員数（人）		予算額（千円）	主な事業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	4	4	1	4	2	0	1	
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	2001年8月11日	5	0	6,715	○	○	○	○	○	○	○			
8	202	日立市	日立市女性センター	1993年8月2日	9	1	10,383	○	○	○	○		○				
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター	1997年10月1日	3	1	6,199	○	○	○	○		○	○			
8	204	古河市			0	0	0										
8	205	石岡市			0	0	0										
8	207	結城市			0	0	0										
8	208	龍ケ崎市			0	0	0										
8	210	下妻市			0	0	0										
8	211	常総市			0	0	0										
8	212	常陸太田市			0	0	0										
8	214	高萩市			0	0	0										
8	215	北茨城市			0	0	0										
8	216	笠間市			0	0	0										
8	217	取手市			0	0	0										
8	219	牛久市			0	0	0										
8	220	つくば市			0	0	0										
8	221	ひたちなか市															
8	222	鹿嶋市			0	0	0										
8	223	潮来市			0	0	0										
8	224	守谷市			0	0	0										
8	225	常陸大宮市			0	0	0										
8	226	那珂市			0	0	0										
8	227	筑西市			0	0	0										
8	228	坂東市			0	0	0										
8	229	稲敷市			0	0	0										
8	230	かすみがうら市			0	0	0										
8	231	桜川市			0	0	0										
8	232	神栖市			0	0	0										
8	233	行方市			0	0	0										
8	234	鉾田市			0	0	0										
8	235	つくばみらい市			0	0	0										
8	236	小美玉市			0	0	0										
8	302	茨城町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名称	設立年月日	職員数（人）		予算額（千円）	主な事業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
8	309	大洗町			0	0	0										
8	310	城里町			0	0	0										
8	341	東海村			0	0	0										
8	364	大子町			0	0	0										
8	442	美浦村			0	0	0										
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	2015年1月27日	0	3	6,941	○	○	○	○		○			○	
8	447	河内町			0	0	0										
8	521	八千代町			0	0	0										
8	542	五霞町			0	0	0										
8	546	境町			0	0	0										
8	564	利根町			0	0	0										

調査表4－3

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

茨城県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
				12		32	1	3.1	34	3	8.8	12	0	0.0	9	0	0.0	7,894	537	6.8
8	201	水戸市	1996年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1277	166	13.0
8	202	日立市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	1	4.3
8	203	土浦市	2012年11月18日	土浦市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	2	0	0.0							171	7	4.1
8	204	古河市	2009年2月7日	古河市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							223	13	5.8
8	205	石岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							298	13	4.4
8	207	結城市	2004年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							190	7	3.7
8	208	龍ケ崎市				1	0	0.0	0	0								179	12	6.7
8	210	下妻市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	20	6.4
8	211	常総市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	11	5.1
8	212	常陸太田市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	0	0.0
8	214	高萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							385	50	13.0
8	215	北茨城市				1	0	0.0	1	0	0.0							63	4	6.3
8	216	笠間市				1	0	0.0	1	0	0.0							309	8	2.6
8	217	取手市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	7	8.5
8	219	牛久市	2015年1月24日	牛久市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							64	5	7.8
8	220	つくば市	2003年11月16日	つくば市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							601	39	6.5
8	221	ひたちなか市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	0	0.0
8	222	鹿嶋市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	1	1.0
8	223	潮来市	1999年12月10日	潮来市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0							66	1	1.5
8	224	守谷市	2009年3月17日	守谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							158	18	11.4
8	225	常陸大宮市				1	0	0.0	0	0								92	0	0.0
8	226	那珂市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	1	1.5
8	227	筑西市	2011年9月7日	筑西市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							437	28	6.4
8	228	坂東市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	2	1.3
8	229	稲敷市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	1	1.0
8	230	かすみがうら市				1	0	0.0	1	0	0.0							186	5	2.7
8	231	桜川市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	2	1.7
8	232	神栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
8	233	行方市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	0	0.0
8	234	鉾田市				1	0	0.0	0	0								156	5	3.2
8	235	つくばみらい市	2011年3月27日	つくばみらい市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							215	16	7.4
8	236	小美玉市				1	0	0.0	1	0	0.0							120	1	0.8
8	302	茨城町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
8	309	大洗町										1	0	0.0	1	0	0.0	191	25	13.1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
8	310	城里町										1	0	0.0	1	0	0.0	421	58	13.8
8	341	東海村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
8	364	大子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
8	442	美浦村	1999年3月23日	男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	0	0		44	3	6.8
8	443	阿見町	2013年11月10日	阿見町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
8	447	河内町										1	0	0.0	0	0		72	1	1.4
8	521	八千代町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6
8	542	五霞町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
8	546	境町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9
8	564	利根町										1	0	0.0	0	0		36	2	5.6

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1　首長声明
2　議会の議決
3　庁内連絡会議の決定
4　その他

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

茨城県

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）			調査時点コード					
			目標値（%）	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性数委員	女性比率（%）	総委員数	うち女性数委員	女性比率（%）	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
					1,542	1,302	20,111	5,615	27.9		1,189	1,059	16,575	4,471	27.0	249	137	1,402	206	14.7	1,205	134	11.1	1,252	134	10.7						
		小計									1,183	1,053	16,472	4,432	26.9	234	133	1,357	202	14.9											
8	201	水戸市	40.0	2024年3月	57	51	1,029	337	32.8	地方自治法202条の3に基づく附属機関、地方自治法180条の5に基づく委員会及び委員	51	47	987	330	33.4	6	4	42	7	16.7	41	4	9.8	42	4	9.5	2	2022年1月1日	2	2022年1月1日	2	2022年1月1日
8	202	日立市	40.0	2027年3月	38	36	614	162	26.4	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等	38	36	614	162	26.4	5	2	28	3	10.7	45	2	4.4	46	2	4.3	1		1		1	
8	203	土浦市	30.0	2031年3月	68	64	964	308	32.0	1法令または政令により設置されている審議会等、2法律により設置されている委員会等（地方自治法第180条の5）、3条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、4要綱等により設置されている懇談会、会議等	33	31	456	140	30.7	6	6	31	8	25.8	46	11	23.9	47	11	23.4	1		1		1	
8	204	古河市	35.0	2025年3月	32	30	447	126	28.2	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等（地方自治法第180条の5）	26	26	407	119	29.2	6	4	40	7	17.5	44	2	4.5	45	2	4.4	1		1		1	
8	205	石岡市	35.0	2028年3月	41	40	565	152	26.9	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等	41	40	565	152	26.9	5	3	31	5	16.1	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1	
8	207	結城市	30.0	2026年3月	43	34	478	127	26.6	法律もしくはこれに基づく政令または条例により設置されている審議会委員	36	33	478	127	26.6	6	4	32	5	15.6	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
8	208	龍ケ崎市	30.0	2022年3月	52	47	641	182	28.4	条例、規則等により設置されている審議会等	45	43	618	177	28.6	6	5	26	7	26.9	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1	
8	210	下妻市	30.0	2026年4月	25	24	387	99	25.6	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等	24	23	367	93	25.3	6	4	35	6	17.1	36	6	16.7	37	6	16.2	1		1		1	
8	211	常総市	37.0	2024年3月	38	33	581	131	22.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	38	33	581	131	22.5	6	5	35	7	20.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
8	212	常陸太田市	30.0	2023年3月	24	20	337	77	22.8	法律または政令により設置されている審議会、委員会等	18	17	302	72	23.8	5	3	32	5	15.6	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
8	214	高萩市	40.0	2026年3月	25	21	290	71	24.5	地方自治法（第202条の3）の規定により、法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等	25	21	290	71	24.5	6	2	27	3	11.1	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
8	215	北茨城市	30.0	2023年3月	54	46	761	187	24.6	法律・政令・条例・規則等により設置されている審議会や委員会等	26	24	426	106	24.9	6	4	30	5	16.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
8	216	笠間市	35.0	2022年4月	57	52	701	230	32.8	法律または条例、要綱等により設置されている審議会等	26	24	313	117	37.4	5	3	33	4	12.1	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1	
8	217	取手市	35.0	2027年3月	51	48	803	264	32.9	法律または条令及び要綱により設置されている審議会、委員会等	32	29	396	113	28.5	5	3	28	4	14.3	42	6	14.3	43	6	14.0	1		1		1	
8	219	牛久市	30.0	2023年3月	27	24	363	92	25.3	広域でない委員会等	27	24	363	92	25.3	6	5	30	8	26.7	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1	
8	220	つくば市	30.0（各審議会毎に30%）	2022年4月	33	31	458	126	27.5	法律又は条例により設置されている審議会等	33	31	458	126	27.5	5	4	40	6	15.0	35	1	2.9	36	1	2.8	1		1		1	
8	221	ひたちなか市	30.0	2023年3月	32	27	489	122	24.9	法律・政令・条例に基づき設置している審議会等	26	24	489	122	24.9	5	3	32	3	9.4	29	3	10.3	30	3	10.0	2	2021年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日
8	222	鹿嶋市	45.0	2025年3月	23	23	284	105	37.0	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等	23	23	284	105	37.0	5	2	28	5	17.9	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
8	223	潮来市	30.0	2026年3月	21	18	251	85	33.9	地方自治法202条の3に基づく審議会、地方自治法180条の5に基づく委員会	16	16	226	82	36.3	5	2	25	3	12.0							1		1		1	
8	224	守谷市	40.0	2028年3月	48	46	658	218	33.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会を基本に、地域に密着した委員会・協議会等を選抜。	32	30	390	115	29.5	5	3	23	4	17.4	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
8	225	常陸大宮市	40.0	2023年3月	27	23	355	105	29.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	27	23	355	105	29.6	5	4	33	7	21.2	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1	
8	226	那珂市	28.0	2023年3月	28	21	366	107	29.2	法律又は条令により設置されている審議会等	22	18	331	103	31.1	5	3	32	4	12.5	22	2	9.1	23	2	8.7	2	2018年4月1日	1		1	
8	227	筑西市	35.0	2025年4月	57	51	868	255	29.4	地方自治法第202条の3、第180条の5及び市の規則、要綱に基づくもの	29	27	446	139	31.2	5	3	58	9	15.5	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1	
8	228	坂東市	40.0	2023年3月	36	31	545	132	24.2	法律、政令及び市の要綱、規則により設置されている審議会及び委員会等	28	24	409	107	26.2	5	2	28	2	7.1	39	5	12.8	40	5	12.5	1		1		1	
8	229	稲敷市	30.0	2027年3月	50	38	571	129	22.6	法律、政令、条例、規則、要綱等に基づき設置されている審議会等	41	30	488	113	23.2	5	1	33	2	6.1	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1		1	
8	230	かすみがうら市	33.3	2023年3月	24	24	301	100	33.2	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会	24	24	301	94	31.2	5	4	32	6	18.8	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1	
8	231	桜川市	30.0	2029年3月	17	11	216	47	21.8	法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	15	11	216	47	21.8	6	3	34	4	11.8	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
8	232	神栖市	40.0	2023年3月	37	31	445	154	34.6	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等，地方自治法（第180条の5）に基づく審議会等，市の要項や規則に基づく審議会等	21	19	268	104	38.8	5	3	36	5	13.9							1		1		1	
8	233	行方市									11	10	159	37	23.3	5	2	32	4	12.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
8	234	鉾田市	40.0	2023年3月	28	21	366	80	21.9	原則として法律により設置されている審議会等	21	17	286	56	19.6	5	2	37	4	10.8	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1	
8	235	つくばみらい市	30.0	2023年3月	29	25	330	93	28.2	法律または政令、条例により設置されている審議会等	29	25	330	93	28.2	5	2	23	3	13.0	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1		1	
8	236	小美玉市	35.0	2025年3月	79	57	983	259	26.3	法律による設置する機関（地方自治法第202条の3、第180条の5、及び規則・要綱等で設置する委員会等）	49	45	765	199	26.0	6	2	42	4	9.5	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1		1	
8	302	茨城町	40.0	2026年3月	31	24	337	72	21.4	法律もしくはこれに基づく政令又は条例により設置されている審議会等	31	24	337	72	21.4	5	2	28	2	7.1	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
8	309	大洗町									21	19	303	58	19.1	5	1	21	2	9.5	32	1	3.1	33	1	3.0	1		1		1	
8	310	城里町									32	24	379	80	21.1	5	3	26	3	11.5							1		1		1	
8	341	東海村	40.0	2026年3月	77	41	513	207	40.4	法律，政令，条例，規則，要綱等により設置されている審議会，懇談会，会議等	13	10	166	48	28.9	5	3	27	5	18.5				8	0	0.0	1		1		1	
8	364	大子町	30.0	2026年3月	24	18	267	56	21.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会	24	18	267	56	21.0	6	4	29	7	24.1	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
8	442	美浦村	30.0	2024年3月	20	17	212	54	25.5	地方自治法（第202条3）に基づく審議会等	20	17	212	54	25.5	5	1	22	1	4.5	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
8	443	阿見町	40.0	2027年3月	46	44	583	190	32.6	法律や政令に基づき設置されている審議会等、条例、規則、要綱等に基づき設置されている協議会、会議等	24	24	322	95	29.5	5	3	22	4	18.2	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1	
8	447	河内町	30.0	2031年12月	34	24	417	74	17.7	条例、規則等で設置	13	12	181	35	19.3	5	2	31	3	9.7	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
8	521	八千代町	30.0	2025年3月	25	16	367	54	14.7	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等及び地方自治法（第180条の5）に基づく委員会	19	13	335	49	14.6	6	3	32	5	15.6	30	1	3.3	31	1	3.2	1		1		1	
8	542	五霞町	40.0	2027年3月	21	19	234	61	26.1	法律、政令及び条例により設置されている審議会、委員会等	20	18	224	59	26.3	5	3	25	3	12.0	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1	
8	546	境町	30.0	2026年3月	15	11	175	31	17.7	地方自治法202条の3に基づく審議会等（広域の審議会を除く）	15	11	175	31	17.7	5	3	24	3	12.5							1		1		1	
8	564	利根町	30.0	2024年3月	48	40	559	154	27.5	要項等により設置されている懇談会・会議等	18	15	207	46	22.2	5	3	22	5	22.7	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1	

調査表4－4

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

茨城県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
											6	6	103	39	37.9	15	4	45	4	8.9						
		水戸市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		日立市									0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						
		土浦市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		古河市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		石岡市									0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						
		結城市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		龍ケ崎市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		下妻市									1	1	20	6	30.0	0	0	0	0							
		常総市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		常陸太田市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		高萩市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		北茨城市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		笠間市									0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						
		取手市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		牛久市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		つくば市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		ひたちなか市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		鹿嶋市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		潮来市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		守谷市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		常陸大宮市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		那珂市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		筑西市									0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						
		坂東市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		稲敷市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		かすみがうら市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		桜川市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		神栖市									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		行方市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		鉾田市									2	2	43	20	46.5	0	0	0	0							
		つくばみらい市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		小美玉市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		茨城町									0	0	0	0		0	0	0	0							
		大洗町									0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		城里町									0	0	0	0		0	0	0	0							
		東海村									0	0	0	0		0	0	0	0							
		大子町									0	0	0	0		0	0	0	0							
		美浦村									0	0	0	0		0	0	0	0							
		阿見町									0	0	0	0		0	0	0	0							
		河内町									0	0	0	0		0	0	0	0							
		八千代町									0	0	0	0		0	0	0	0							
		五霞町									1	1	10	2	20.0	0	0	0	0							
		境町									2	2	30	11	36.7	1	0	3	0	0.0						
		利根町									0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4－4

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

茨城県

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況																						職務上の地位別職員在職状況												調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部局への配置状況						調査時点コード	その他
			管理職総数	うち女性管理職数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち一般行政職 うち女性管理職数	うち一般行政職 女性比率（%）	部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）			防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率（%）	うち管理職数 うち女性数	うち管理職数 女性比率（%）		
			2,617	351	13.4	2,266	290	12.8	411	36	8.8	379	32	8.4	284	33	11.6	253	29	11.5	1,922	282	14.7	1,634	229	14.0	2,908	806	27.7	2,364	637	26.9	4,641	1,705	36.7	3,429	1,222	35.6			326	18	5.5	87	2	2.3		
8	201	水戸市	214	17	7.9	199	17	8.5	16	2	12.5	15	2	13.3	44	5	11.4	40	5	12.5	154	10	6.5	144	10	6.9	148	42	28.4	140	42	30.0	260	42	16.2	237	42	17.7	1		13	0	0.0	3	0	0.0	1	
8	202	日立市	259	20	7.7	181	16	8.8	13	2	15.4	11	2	18.2	17	0	0.0	14	0	0.0	229	18	7.9	156	14	9.0	115	44	38.3	86	34	39.5	255	122	47.8	122	39	32.0	1		13	0	0.0	4	0	0.0	1	
8	203	土浦市	72	7	9.7	56	6	10.7	11	1	9.1	10	1	10.0	9	0	0.0	7	0	0.0	52	6	11.5	39	5	12.8	69	8	11.6	46	5	10.9	149	41	27.5	83	23	27.7	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	204	古河市	91	14	15.4	75	6	8.0	14	1	7.1	13	1	7.7	5	1	20.0	4	0	0.0	72	12	16.7	58	5	8.6	108	36	33.3	88	24	27.3	252	109	43.3	197	71	36.0	1		11	0	0.0	3	0	0.0	1	
8	205	石岡市	90	3	3.3	77	3	3.9	17	1	5.9	16	1	6.3	24	0	0.0	20	0	0.0	49	2	4.1	41	2	4.9	81	10	12.3	55	10	18.2	100	26	26.0	75	26	34.7	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	207	結城市	44	6	13.6	38	5	13.2	9	1	11.1	9	1	11.1	11	2	18.2	10	1	10.0	24	3	12.5	19	3	15.8	37	11	29.7	31	7	22.6	45	10	22.2	36	7	19.4	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	208	龍ケ崎市	47	5	10.6	47	5	10.6	7	2	28.6	7	2	28.6	0	0		0	0		40	3	7.5	40	3	7.5	72	21	29.2	72	21	29.2	92	43	46.7	92	43	46.7	1		8	1	12.5	3	0	0.0	1	
8	210	下妻市	38	3	7.9	35	3	8.6	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0		0	0		29	2	6.9	26	2	7.7	49	16	32.7	41	11	26.8	80	47	58.8	61	32	52.5	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	211	常総市	46	5	10.9	45	5	11.1	11	2	18.2	11	2	18.2	0	0		0	0		35	3	8.6	34	3	8.8	54	19	35.2	47	13	27.7	109	38	34.9	94	29	30.9	1		10	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	212	常陸太田市	53	5	9.4	46	4	8.7	10	0	0.0	9	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	40	5	12.5	34	4	11.8	22	4	18.2	19	3	15.8	26	3	11.5	23	3	13.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	214	高萩市	43	8	18.6	37	8	21.6	10	0	0.0	8	0	0.0	0	0		0	0		33	8	24.2	29	8	27.6	36	11	30.6	25	11	44.0	70	12	17.1	54	12	22.2	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	215	北茨城市	59	16	27.1	34	8	23.5	14	2	14.3	7	0	0.0	19	7	36.8	15	5	33.3	26	7	26.9	12	3	25.0	63	18	28.6	27	8	29.6	56	17	30.4	24	7	29.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	216	笠間市	69	11	15.9	52	7	13.5	18	1	5.6	13	0	0.0	0	0		0	0		51	10	19.6	39	7	17.9	65	15	23.1	44	9	20.5	141	30	21.3	81	18	22.2	1		5	2	40.0	1	0	0.0	1	
8	217	取手市	86	12	14.0	70	9	12.9	13	2	15.4	12	2	16.7	10	3	30.0	9	3	33.3	63	7	11.1	49	4	8.2	96	17	17.7	53	7	13.2	191	45	23.6	89	21	23.6	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
8	219	牛久市	51	12	23.5	48	11	22.9	21	5	23.8	20	4	20.0	0	0		0	0		30	7	23.3	28	7	25.0	89	25	28.1	60	12	20.0	130	64	49.2	90	42	46.7	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	220	つくば市	168	19	11.3	155	19	12.3	16	0	0.0	15	0	0.0	38	2	5.3	34	2	5.9	114	17	14.9	106	17	16.0	263	71	27.0	199	66	33.2	521	224	43.0	376	188	50.0	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
8	221	ひたちなか市	83	9	10.8	73	8	11.0	10	0	0.0	10	0	0.0	18	1	5.6	16	1	6.3	55	8	14.5	47	7	14.9	101	15	14.9	83	8	9.6	215	84	39.1	165	54	32.7	1		14	2	14.3	1	0	0.0	1	
8	222	鹿嶋市	80	30	37.5	67	20	29.9	9	1	11.1	9	1	11.1	14	5	35.7	14	5	35.7	57	24	42.1	44	14	31.8	59	16	27.1	54	11	20.4	41	16	39.0	23	4	17.4	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	223	潮来市	26	4	15.4	25	4	16.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0		0	0		18	4	22.2	17	4	23.5	29	6	20.7	25	3	12.0	52	18	34.6	44	12	27.3	1		5	1	20.0	2	1	50.0	1	
8	224	守谷市	46	11	23.9	42	9	21.4	9	2	22.2	8	2	25.0	8	2	25.0	8	2	25.0	29	7	24.1	26	5	19.2	39	11	28.2	36	9	25.0	109	57	52.3	85	42	49.4	1		9	0	0.0	3	0	0.0	1	
8	225	常陸大宮市	48	2	4.2	38	2	5.3	10	0	0.0	8	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4	29	2	6.9	77	10	13.0	56	6	10.7	127	50	39.4	80	39	48.8	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	226	那珂市	48	4	8.3	33	3	9.1	10	1	10.0	8	1	12.5	4	0	0.0	2	0	0.0	34	3	8.8	23	2	8.7	123	24	19.5	76	15	19.7	97	35	36.1	39	17	43.6	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1	
8	227	筑西市	99	22	22.2	99	22	22.2	13	2	15.4	13	2	15.4	19	1	5.3	19	1	5.3	67	19	28.4	67	19	28.4	108	45	41.7	108	45	41.7	126	51	40.5	126	51	40.5	1		10	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	228	坂東市	49	6	12.2	44	4	9.1	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0		0	0		39	6	15.4	34	4	11.8	39	10	25.6	32	7	21.9	65	22	33.8	52	13	25.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	229	稲敷市	42	6	14.3	41	5	12.2	9	1	11.1	9	1	11.1	8	0	0.0	8	0	0.0	25	5	20.0	24	4	16.7	59	15	25.4	57	13	22.8	93	34	36.6	85	26	30.6	2	2022年7月1日	9	0	0.0	1	0	0.0	2	2022年7月1日
8	230	かすみがうら市	47	0	0.0	41	0	0.0	12	0	0.0	11	0	0.0	0	0		0	0		35	0	0.0	30	0	0.0	59	5	8.5	50	5	10.0	83	16	19.3	58	16	27.6	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	231	桜川市	50	14	28.0	45	12	26.7	11	1	9.1	11	1	9.1	13	3	23.1	12	3	25.0	26	10	38.5	22	8	36.4	56	29	51.8	49	24	49.0	34	14	41.2	25	6	24.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
8	232	神栖市	68	12	17.6	68	12	17.6	12	2	16.7	12	2	16.7	5	0	0.0	5	0	0.0	51	10	19.6	51	10	19.6	198	98	49.5	177	83	46.9	168	81	48.2	148	71	48.0	1		17	2	11.8	7	0	0.0	1	
8	233	行方市	34	3	8.8	34	3	8.8	7	2	28.6	7	2	28.6	0	0		0	0		27	1	3.7	27	1	3.7	55	11	20.0	55	11	20.0	97	43	44.3	97	43	44.3	1		13	2	15.4	2	0	0.0	1	
8	234	鉾田市	49	7	14.3	44	6	13.6	0	0		0	0		11	0	0.0	11	0	0.0	38	7	18.4	33	6	18.2	40	5	12.5	34	4	11.8	96	28	29.2	82	19	23.2	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	235	つくばみらい市	36	3	8.3	36	3	8.3	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0		0	0		26	3	11.5	26	3	11.5	71	18	25.4	63	12	19.0	88	28	31.8	73	19	26.0	1		9	0	0.0	5	0	0.0	1	
8	236	小美玉市	69	11	15.9	61	11	18.0	18	0	0.0	17	0	0.0	2	0	0.0	0	0		49	11	22.4	44	11	25.0	72	19	26.4	63	19	30.2	108	28	25.9	63	28	44.4	1		8	0	0.0	6	0	0.0	1	
8	302	茨城町	35	2	5.7	30	2	6.7	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0		0	0		28	2	7.1	24	2	8.3	55	10	18.2	52	10	19.2	67	23	34.3	50	23	46.0	1		4	1	25.0	1	1	100.0	1	
8	309	大洗町	18	1	5.6	16	1	6.3	0	0		0	0		0	0		0	0		18	1	5.6	16	1	6.3	3	0	0.0	3	0	0.0	52	13	25.0	43	9	20.9	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	310	城里町	19	3	15.8	14	2	14.3	0	0		0	0		0	0		0	0		19	3	15.8	14	2	14.3	28	10	35.7	22	6	27.3	84	27	32.1	70	16	22.9	1		3	0	0.0	0	0		1	
8	341	東海村	38	5	13.2	33	2	6.1	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0		0	0		31	5	16.1	26	2	7.7	60	22	36.7	47	11	23.4	94	48	51.1	66	25	37.9	1		11	1	9.1	0	0		1	
8	364	大子町	17	3	17.6	16	3	18.8	0	0		0	0		0	0		0	0		17	3	17.6	16	3	18.8	33	9	27.3	29	9	31.0	28	8	28.6	26	8	30.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	442	美浦村	25	9	36.0	17	4	23.5	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0		0	0		21	9	42.9	13	4	30.8	19	9	47.4	13	5	38.5	41	25	61.0	24	11	45.8	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	443	阿見町	51	8	15.7	48	8	16.7	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0		0	0		44	8	18.2	41	8	19.5	33	5	15.2	28	3	10.7	49	21	42.9	35	12	34.3	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
8	447	河内町	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0		0	0		0	0		0	0		13	1	7.7	12	1	8.3	19	3	15.8	16	3	18.8	31	10	32.3	29	10	34.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	521	八千代町	29	1	3.4	29	1	3.4	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0		0	0		22	1	4.5	22	1	4.5	31	15	48.4	31	15	48.4	33	12	36.4	33	12	36.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	542	五霞町	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0		0	0		0	0		0	0		10	2	20.0	10	2	20.0	26	4	15.4	26	4	15.4	0	0		0	0		1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	546	境町	38	6	15.8	37	6	16.2	12	1	8.3	12	1	8.3	1	1	100.0	1	1	100.0	25	4	16.0	24	4	16.7	27	11	40.7	25	11	44.0	37	16	43.2	31	15	48.4	1		9	1	11.1	4	0	0.0	1	
8	564	利根町	20	3	15.0	18	2	11.1							0	0		0	0		20	3	15.0	18	2	11.1	22	3	13.6	21	2	9.5	49	24	49.0	43	18	41.9	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

茨城県

調査時点	議会関係は2022年7月1日（その他2022年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			19		1の合計	43	0	41		1			40	40	40	40	39	34
			9		2の合計	1	31	2		41			2	2	2	2	3	4
			7		3の合計	0	11			1			0	0	0	0	0	0
			9		4の合計	0	1						2	2	2	2	2	5
8	201	水戸市	2		水戸市議会	2							2	2	2	2	2	2
8	202	日立市	1	日立市職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は、職員（再任用職員、非常勤嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	日立市議会	1	3	1	日立市議会会議規則第2条第2項及び第83条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ※第83条第2項は、「議長」を「委員」に、「議長」を「委員長」に替える。	2			1	1	1	1	1	1
8	203	土浦市	1	土浦市職員旧姓使用取扱要項 第3条　職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書（様式第1号）に戸籍抄本等の戸籍上の氏の変更を明らかにする書類の写しを添えて、任命権者に申請しなければならない。	土浦市議会	1	2	1	土浦市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	204	古河市	1	古河市職員旧姓使用取扱規定 第2条　旧姓を使用できる文書等は、別表の通りとする。ただし、次に定める文書については、旧姓を使用することができない。 （1）公権力の行使に関わるもの （2）税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの （3）法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの （4）人事給与関係文書で電子計算システムの変更が必要となるもの （5）その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの	古河市議会	1	2	1	古河市議会会議規則 第2条　2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
8	205	石岡市	1	石岡市職員の旧姓使用に関する規程 第１条　この訓令は，一般職の職員(非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻，養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も，引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	茨城県石岡市議会	1	2	1	石岡市議会会議規則 (欠席，遅刻又は早退の届出) 第2条　議員は，公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席，遅刻又は早退をするときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は，出産のため出席できないときは，日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	207	結城市	1	平成14年3月27日付け結人発第77号「職場での職員の旧姓使用について（通知）」このことについて、平成14年4月1日から職員が婚姻等により戸籍上の姓を改めた後も、引き続き職場において旧姓を使用することができることとしたので通知する。	結城市議会	1	2	1	（欠席の届出） 第2条　議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	208	龍ケ崎市	2		龍ケ崎市議会	1	2	1	龍ケ崎市議会会議規則 第1章会議　第1節総則　第2条2項　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内について，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
8	210	下妻市	2		下妻市議会	1	3	1	下妻市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
8	211	常総市	1	常総市職員旧姓使用取扱規程 （趣旨） 第1条　この訓令は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も，旧姓（以前に使用していた氏をいう。以下同じ。）を職場において使用すること（以下「旧姓使用」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。 （適用職員） 第2条　この訓令の規定は，一般職に属する職員（再任用職員を含み，会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）に適用する。 （旧姓使用の届出） 第3条　職員は，旧姓を使用しようとするときは，常総市職員服務規程（昭和38年水海道市訓令甲第3号）第9条第1項に規定する異動の届出に併せて任命権者に届け出なければならない。 （旧姓を使用することができる文書等） 第6条　旧姓を使用することができる文書等の基準にあっては別表第1のとおりとし，旧姓を使用することができない文書等の基準にあっては別表第2のとおりとする。 別表第1（第6条，第7条関係） 旧姓を使用することができる文書等 基準 法令等に抵触するおそれがなく，職務遂行上支障がないと認められるもの（例：事務引継書，回覧用紙，起案文書，決裁に係る押印，事務日誌，休暇等届，出張命令簿，復命書，育児休業承認申請書，時間外勤務命令簿，職務専念義務免除願，営利企業等従事許可願，時差出勤許可届出，証明書交付申請書，名札，名刺，職員配置図，事務分担表，研修関係文書（内部資料用）） 別表第2（第6条関係） 旧姓を使用することができない文書等 基準 公務員の身分関係に係るもの（例：人事記録，法令等に基づく身分証明書，辞令書，履歴書，宣誓書，辞職願，異動等の内示書，専従許可，分限・懲戒関係文書） 職員の権利又は義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの（例：給与明細書，源泉徴収票，諸手当届，出勤簿，旅費，共済組合関係文書，総合事務組合関係文書，研修関係文書，公務災害関係文書，健康診断関係文書，労働保険関係文書，職員共済会関係文書，市会計規則等に定める会計帳票及び証拠書類） 公権力の行使に係るもの（例：許認可，立入検査，徴税等の法令等に基づく行政処分に係る文書その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書）	常総市議会	1	2	1	常総市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は，公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		常総市議会議員の議員報酬等に関する条例の特例に関する条例 （議員報酬の減額） 第4条　議員が長期欠席をしたときの議員報酬は，市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から，市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて，その職に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 　長期欠席の期間　　支給割合 90日を超え180日以下であるとき　100分の80 180日を超え365日以下であるとき　100分の70 365日を超えるとき　　100分の50 2　前項の規定は，長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで適用する。	1	1	1	1	1	1
8	212	常陸太田市	3		常陸太田市議会	1	2	1	常陸太田市議会会議規則 第2条第2項　議員は，出産のため出席できないときは，日数を定めて出産予定日の6週間（多児妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出できることができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	214	高萩市	3		高萩市議会	1	2	1	高萩市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	215	北茨城市	4		北茨城市議会	1	2	1	北茨城市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	216	笠間市	2		笠間市議会	1	2	1	笠間市議会会議規則 第2条第2項 議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	217	取手市	3		取手市議会	1	2	1	取手市議会規則 第2条2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。　　第91条2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3	減額の規定は別にあるが、産前産後の期間は適用除外と明記している。		1	1	1	1	1	1
8	219	牛久市	4		茨城県牛久市議会	1	2	1	牛久市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため、出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
8	220	つくば市	1	つくば市職員旧姓使用取扱要項 つくば市職員旧姓使用取扱要項 （趣旨） 第１条この要項は，地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職の職員（臨時的任用職員（法第22条第５項若しくは第26条の６第７項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定により臨時的に任用する職員をいう。）を除く。）が婚姻，養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も，引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓の使用の範囲） 第２条旧姓を使用することができる文書等の種類及び例は，別表第１に掲げるとおりとする。 ２ 旧姓を使用することができない文書等の種類及び例は，別表第２に掲げるとおりとする。 （旧姓の使用の申請） 第３条職員は，旧姓を使用しようとするときは，旧姓使用申請書（様式第１号）に戸籍抄本等の戸籍上の氏の変更を明らかにする書類の写しを添えて，所属長を経由して任命権者に申請しなければならない。 ２ 前項の規定による申請は，婚姻等による戸籍上の氏の変更があった日（新たに職員となった者が旧姓を使用しようとする場合にあっては，職員となった日）から起算して１月以内に行わなければならない。 （旧姓の使用の承認等） 第４条任命権者は，前条第１項の規定による申請があった場合において，職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは，旧姓の使用を承認するものとする。 ２ 任命権者は，旧姓の使用を承認したときは旧姓使用承認通知書（様式第２号）により，旧姓の使用を承認しなかったときは旧姓使用不承認通知書（様式第３号）により所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 （旧姓の使用の承認の取消し） 第５条任命権者は，旧姓の使用を承認した後において，当該旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは，当該旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 ２ 任命権者は，前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは，旧姓使用承認取消通知書（様式第４号）により，所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 （旧姓の使用の中止） 第６条旧姓を使用する職員は，旧姓の使用を中止しようとするときは，旧姓使用中止届（様式第５号）を所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。 ２ 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は，新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き，再び旧姓を使用することはできない。 （旧姓の使用の管理） 第７条任命権者は，旧姓使用者台帳（様式第６号）を整備し，旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 （旧姓を使用する職員等の責務） 第８条旧姓を使用する職員は，旧姓を使用するに当たり，常に市民，職務上の関係者及び他の職員に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 ２ 旧姓を使用する職員は，当該職員の異動（任命権者を異にする異動を除く。）又は当該職員の所属長の異動により所属長に変更が生じたときは，新たな所属長に旧姓の使用の承認を受けたことを証する書類を提示しなければならない。 ３ 所属長は，所属職員の旧姓の使用に関し，適正な運用が図られるように努めなければならない。 （他の任命権者の承認を受けた者の取扱い） 第９条他の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については，当該承認を受けたことを証する書類の写しを所属長を経由して任命権者に提出することにより，任命権者が旧姓の使用を承認したものとみなし，第３条及び第４条の規定による手続を省略することができるものとする。 （他団体への職員派遣） 第１０条国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員の旧姓の使用については，派遣先の団体の取扱いによるものとする。 附則 （施行期日） １ この要項は，平成30年４月１日から施行する。 （経過措置） ２ この要項の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は，第３条第２項の規定にかかわらず，この要項の施行の日から平成30年５月31日までの間に同条第１項の規定による申請をすることができる。	つくば市議会	1	3	1	①つくば市議会会議規則 ②つくば市議会委員会条例 ①第2条第2項：議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②第12条第2項：委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	221	ひたちなか市	3		ひたちなか市議会	1	2	1	ひたちなか市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は，公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	222	鹿嶋市	1	鹿嶋市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の承認の申請） 第４条　職員は，旧姓を使用しようとするときは，旧姓使用承認申請書（様式第１号）を任命権者に提出しなければならない。	鹿嶋市議会	1	3	1	鹿嶋市議会会議規則 第2条　2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	223	潮来市	1	潮来市職員旧姓使用取扱規程 第1条　この訓令は，職員の互いの個性が尊重され，能力を発揮しやすい職場環境を整備するため，職員が婚姻，養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も，以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し，必要な事項を定めるものとする。	潮来市議会	1	2	1	潮来市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
8	224	守谷市	1	守谷市職員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	守谷市議会	1	3	1	守谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合あっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	225	常陸大宮市	1	常陸大宮市職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も，引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し，必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条　この要綱の規定は，一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項，第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用される職員，同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条　旧姓を使用できる文書等の基準は，次に掲げるものとする。 (1)　職員名簿，名札等単に氏名が記載されたもの (2)　法令等に抵触するおそれがなく，専ら組織内部で使用されている文書等で，職務遂行上又は事務処理上，支障がないと認められるもの (3)　法令等に基づかない通知文等で，職務遂行上又は事務処理上，誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの 2　公権力の行使に係るもので氏名を明らかにする必要のあるもの，職員の身分関係を規定するもの，職員の権利又は義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの，その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの等については，旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の届出) 第4条　職員は，旧姓を使用するときは，旧姓使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条　旧姓を使用している職員は，旧姓の使用を中止しようとするときは，旧姓使用中止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用者の責務) 第6条　旧姓を使用する職員は，旧姓を使用するに当たり，市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2　所属長は，所属職員の旧姓使用に当たり，その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (補則) 第7条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。 附　則 この訓令は，公布の日から施行する。 附　則(令和3年訓令第51号) この訓令は，令和3年10月1日から施行する。	常陸大宮市議会	1	2	1	常陸大宮市議会会議規則 第2条第2項　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条第2項　委員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	226	那珂市	4		那珂市議会	1	2	1	那珂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	227	筑西市	3		筑西市議会	1	2	1	筑西市議会会議規則第2条第2項 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	228	坂東市	4		坂東市議会	1	2	1	坂東市議会会議規則 第2条第２項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
8	229	稲敷市	2		稲敷市議会	1	2	1	稲敷市議会会議規則 （第2条第2項）議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ、議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	230	かすみがうら市	2		かすみがうら市議会	1	3	1	かすみがうら市議会会議規則 第２条第２項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	231	桜川市	3		桜川市議会	1	3	1	桜川市議会会議規則 第2条2　議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	232	神栖市	4		神栖市議会	1	3	1	神栖市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　略 2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	4
8	233	行方市	2		行方市議会	1	2	1	行方市議会会議規則 第2条　議員は，公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	234	鉾田市	4		鉾田市議会	1	2	1	鉾田市議会会議規則 第2条2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	235	つくばみらい市	1	つくばみらい市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この訓令は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	つくばみらい市議会	1	2	1	つくばみらい市議会会議規則 （欠席、遅刻又は早退の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （平27議会規則1・令3議会規則2・一部改正）	2			1	1	1	1	1	
8	236	小美玉市	1	小美玉市職員旧姓使用取扱要綱 第二条　職員は、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り旧姓を使用することができる。ただし、次に定める文sy等については、旧姓を使用することができない。　（1）公権力の行使に係るもの (2) 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) 税務署，共済組合，退職手当組合，年金事務所，銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (4) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (5) 職員の身分関係に係るもの (6) その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの	小美玉市議会	1	3	1	小美玉市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産するため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	302	茨城町	1	茨城町職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この訓令は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も，以前に使用していた氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	茨城町議会	1	2	1	茨城町議会会議規則 第2条2前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1
8	309	大洗町	1	大洗町職員旧姓使用取扱要綱 1条　この訓令は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も，以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し，必要な事項を定めるものとする。	大洗町議会	1	2	1	大洗町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
8	310	城里町	2		城里町議会	1	2	1	城里町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は，事故公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会に出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出できる。	2			1	1	1	1	1	4
8	341	東海村	1	東海村職員の旧姓使用に係る取扱規則 (趣旨)第1条　この規則は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由により，戸籍上の氏を改めた後も，戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き文書等に使用することに関し，必要な事項を定めるものとする。	東海村議会	1	2	1	東海村議会会議規則 第2条　議員は，公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助，忌引，災害その他のやむを得ない理由により会議を欠席し，遅参し，又は早退するときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため会議に出席できないときは，出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	364	大子町	2		大子町議会	1	2	1	大子町議会会議規則 第2条2　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	442	美浦村	1	美浦村職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も，以前に使用していた氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することに関し，必要な事項を定めるものとする。 第2条　この要綱の規定は，一般職に属する職員（再任用職員を含む。）に適用する。ただし，地方公務員（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	美浦村議会	1	2	1	美浦村議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	443	阿見町	3		阿見町議会	1	2	1	阿見町議会会議規則 第2条　議員は，公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	447	河内町	1	河内町職員旧姓使用取扱要綱 （目的） 第1条　この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （適用職員） 第2条　この要綱の規定は、一般職に属する職員（再任用職員及び地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員を含む。）に適用する。ただし、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	河内町議会	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4
8	521	八千代町	4		八千代町議会	1	3	1	八千代町議会会議規則 （欠席の届出）第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員の出産のための出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊婦の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	542	五霞町	1	五霞町職員旧姓使用規程 (趣旨) 第1条　この訓令は，職員が互いに個性を尊重し，能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため，職員が婚姻，養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も，引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等(職務上作成する文書及び電磁的記録をいう。以下同じ。)に使用する場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 (承認の申請) 第2条　旧姓を使用しようとする職員(以下「旧姓使用者」という。)は，旧姓使用に当たり町長の承認を受けなければならない。 2　前項の承認を受けるときは，五霞町旧姓使用承認申請書(様式第1号)を各課の長(五霞町行政組織規則(平成26年五霞町規則第6号)第5条第1項に規定する課長をいう。以下同じ。)を経て町長に提出しなければならない。 (承認) 第3条　町長は，前条に規定する申請があった場合は，旧姓が専ら組織内部で使用され，職務遂行上支障がないと認めるときは，旧姓使用について承認するものとする。 (通知) 第4条　町長は，前条の規定により旧姓使用を承認した場合は，五霞町旧姓使用承認通知書(様式第2号)を各課の長を経て旧姓使用者に通知するものとする。	五霞町議会	1	2	1	五霞町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条　議員は，公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため会議に出席できないときは，出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	546	境町	4		境町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．明記した規定がある 2．明記した規定はないが、運用上認めている 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない 4．明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
8	564	利根町	4		利根町議会	1	2	1	利根町議会会議規則 （欠席の届け出）第2条　2　前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

調査表４－５

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

茨城県

調査時点	議会関係は2022年7月1日（その他2022年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメント防止に関する議員向け相談窓口を設置している	3．ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている	4．その他	その他内容	問12 問11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。 1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。							1．利用している。 2．利用していないが、今後利用予定である。 3．利用していない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			0	0	9	6	0	0	0			0	0	3			5	
			1	7	5	0	0	0	0			2	4	4			38	
			0	0	30	0	0	3	0			1	40	0			1	
			43	37		0	0	0	0					37				
8	201	水戸市	4	4	3								3	1	水戸市議会の先例・申し合わせ事項 【総則】第13節　議員及び執行機関の説明員の呼称 ・議員の通称名の使用については，本人からの申し出があり，代表者会議において，協議の結果，これを認めた例がある。		2	
8	202	日立市	4	4	3								3	4			2	
8	203	土浦市	4	4	3								3	4			1	土浦市地域防災計画 （1）総合相談窓口の設置 　災害発生時に、被災者からのニーズ把握、生活再建支援、住宅確保、福祉、税、り災証明書の発行などの支援策の手続きや相談業務を実施するため、総合相談窓口を設置する。 （中略） 1）総合相談窓口の設置場所等 設置場所　本庁舎2階　男女共同参画センター研修室1・2 開設・調整業務　市民生活部
8	204	古河市	4	4	3								3	4			2	
8	205	石岡市	4	2	1	1					石岡市法令遵守の推進に関する条例 (目的) 第1条　この条例は，公益通報者保護制度及び要望等の記録制度について必要な事項を定めることにより，法令遵守を推進する体制を整備することで，職員等の公正な職務執行の確保を図るとともに，行政運営における責任を明らかにし，もって市民から信頼される市政を確立することを目的とする。		3	4			2	
8	207	結城市	4	4	3								3	4			2	
8	208	龍ケ崎市	4	4	3								3	4			2	
8	210	下妻市	4	4	3								3	4			2	
8	211	常総市	4	4	3								3	2			1	①常総市地域防災計画 ②常総市国土強靭化地域計画 ①第３編　震災応急対策編 第１章　初動対応 第2節　災害対策本部 分掌事務－女性相談窓口の設置に関すること ②5.1推進方針 （1）行政機能（男女共同参画の視点にたった防災体制の確立） 被災者ごとのニーズの違いや多様な視点を考慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定や防災の現場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点にたった防災体制の確立を図ります。
8	212	常陸太田市	4	4	3								3	4			2	
8	214	高萩市	4	4	3								3	4			2	
8	215	北茨城市	4	4	3								3	1	先例集（北茨城市議会の先例・申し合わせ事項） 156　議員活動における議員の通称名使用については、議長に申し出を行い、許可を得るものとする。 　改選後、正副議長の選挙が行われていない場合は、年長議員に申し出を行い、許可を得るものとする。 　何れの場合も許可の直近の全員協議会で報告するものとする。		1	北茨城市地域防災計画 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立　市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。
8	216	笠間市	4	4	3								3	4			2	

市　区　町　村　議　会　の　議　員　の　両　立　支　援　体　制　に　関　す　る　調　査

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12 問11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている	4．その他	その他内容		1．利用している。 2．利用していないが、今後利用予定である。 3．利用していない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
8	217	取手市	2	2	1			3				2	3	2		・女性議員による議会改革特別委員会を設置して検討を行い、女性が議員として参画しやすくなるよう議会改革を推進。（議会の欠席事由に「出産、出産立会い、育児、介護、看護等」を明文規定。乳幼児を連れての傍聴自由化。議会棟に、育児や授乳ができるスペースを割り当てたり、小児が利用しやすいトイレの改修の実施、誰もが政治参画しやすくなるよう法整備を求める意見書等の国への提出等） ・会議規則及び委員会条例を改正し、オンライン委員会を多数開催。さらにオンライン出席要件に、委員自らの疾病や妊娠、出産、家族等の介護・看護等、欠席の事由に該当する場合において、オンラインでの出席が可能な場合は、委員長の許可により認める改正を行った。 ・在宅等でも本会議に参加するための仕組みづくりを、官・民・学で連携し取り組んでいる。（デモテック宣言）	2	
8	219	牛久市	4	4	1	1					牛久市議会議員政治倫理条例 （人権侵害のおそれのある行為の禁止） 第4条　議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為をしてはならない。 2　議員は、その政治活動において虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしてはならない。		3	1	牛久市議会議員の通称等使用の取扱いに関する訓令 （通称等使用申請） 第2条　議員は、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏を使用するときは、通称等使用申請書を議長に提出し、承認を得なければならない。		2	
8	220	つくば市	4	2	1			3				2	2	2		つくば市議会オンライン委員会運営要綱を定めたことで、オンライン委員会が開けるようになり、仕事と育児の両立支援につながっている。	1	つくば市地域防災計画（本編） 第3編災害応急対策＿第3章いのちをつなぐために＿第1節避難所運営＿第2実施業務＿3.避難所運営（一部抜粋） 避難所運営職員は、避難所1箇所につき、職員配置は最低3人以上とし、勤務時間は24時間3交代制とする避難所運営計画を作成し、避難者からなる避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の自主運営体制を確立する。災害関連死の予防や男女共同参画の視点、ペットへの対応等に配慮し、運営や生活のルールを定めて円滑な運営に努め、避難者の自立支援に取り組む。
8	221	ひたちなか市	4	4	3								3	4			2	
8	222	鹿嶋市	4	4	3								3	4			2	
8	223	潮来市	4	2	3								3	4			2	
8	224	守谷市	4	4	3								3	2			2	
8	225	常陸大宮市	4	4	3								3	4			2	
8	226	那珂市	4	4	1			3				3	3	4			2	
8	227	筑西市	4	4	3								3	4			2	
8	228	坂東市	4	2	2								2	4			2	
8	229	稲敷市	4	4	2								2	4			2	
8	230	かすみがうら市	4	2	3								3	4			2	
8	231	桜川市	4	4	1	1					桜川市議会基本条例 第20条2　調査、質問など政務活動においては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、立場上生じ易い圧力行為を慎むよう留意する必要がある。		3	4			2	
8	232	神栖市	4	4	1	1					神栖市議会議員政治倫理条例 （人権侵害のおそれのある行為の禁止） 第4条　議員は，その地位を利用して嫌がらせをし，強制又は圧力をかける行為をしてはならない。人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為についても同様とする。		3	4			2	
8	233	行方市	4	4	1	1					行方市議会議員の政治倫理に関する条例 （政治倫理基準の遵守） 第3条　議員は，次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (9)　セクシュアル・ハラスメント，パワー・ハラスメントその他誹謗，中傷，風説の流布等により人権を侵害し，又は不快にさせる行為をしないこと。		3	4			2	
8	234	鉾田市	4	4	3								3	4			2	
8	235	つくばみらい市	4	2	2								2	4			2	
8	236	小美玉市	4	4	2								3	4			2	
8	302	茨城町	4	4	3								3	4			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12 問11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定等がある	2．ハラスメント相談窓口を設置している	3．議員向けハラスメント防止研修を行っている	4．その他	その他内容		1．利用している。 2．利用していないが、今後利用予定である。 3．利用していない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
8	309	大洗町	4	4	1	1					大洗町議会政治倫理条例 第4条　議員は，次の各号に掲げる基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として，その品位又は名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。 (2) 町民全体の利益を指針として行動し，その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 特定のものの利益を目的として，町が行う許可，認可等又は町若しくは町が資本金等の2分の1以上を出資し，若しくは出えんしている法人(以下「出資法人」という。)が行う売買，賃借，請負その他の契約(以下「町契約等」という。)に関し，その地位を利用し，不正に影響力を行使しないこと。 (4) 町又は出資法人の職員の採用，昇格等の人事に関し，その地位を利用し，不正に影響力を行使しないこと。 (5) 原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。 (6) 地域行事等の参加費負担に当たっては，寄附行為の疑念を抱かせないよう実費相当額の負担を徹底し，行事主催者に対しその理解を求めること。		3	4			1	大洗町地域防災計画 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立　　町及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。
8	310	城里町	4	4	3								3	4			2		
8	341	東海村	4	4	3								3	4			2		
8	364	大子町	4	4	3								3	4			2		
8	442	美浦村	4	4	3								3	4			2		
8	443	阿見町	4	4	2								3	4			2		
8	447	河内町	4	4	3								3	4			3		
8	521	八千代町	4	4	3								3	4			2		
8	542	五霞町	4	4	3								3	4			2		
8	546	境町	4	4	3								3	4			2		
8	564	利根町	4	4	3								3	4			2		